和歌山県	栖和地歌区山県　下田三辺栖市換地三栖区）の一部（畑地帯及び総合整備事業　下中三栖和地歌区山県　中田三辺栖市換地三栖区）の一部（畑地帯及び総合整備事業　下中三業和歌山県伊都郡九度山町大字河根地の一部（畑地帯総合整備事業　河根地区）確定測量図及び換地計画書
海南市	事和歌山県　大野・市平地区）の一部（大窪区画整理業　南市下津町大窪及び市坪の一部（大窪区画整理事和歌山県　海南市下津町大窪及び市坪の一部（大窪区画整理
鳥取県	整備事業鳥取県　日置谷地町大屋区）確定測量図及び換地計画書（経営体育成基盤
島根県	南島根県出雲市立久恵乙立町の一部（中山間地域総合整備事業　出雲地根区）確定測量図及び換地計画書 区島根県益田市隅田町及村の一部（経営体育成基盤整備事業　隅地）確定測量図及び換地計画書 池島根県大田市三瓶町池田の一部（経営体育成基盤整備事業　田地区）確定測量図及び換地計画書
岡山県	原岡地山区井内原寺市東工区江原町）確定の一部（中山間地域総合整備事業　井 地岡山県井原市野上町確定の一部（中山間地域総合整備事業　井原区）細見工区）確定測量図及び換地計画書 備岡事業県井原市西方町及び門田町の各一部（中山間地域総合整備事業　井原市西方区）主南工区）確定測量図及び換地計画書 地岡山県井原市高ノ尾向野町の一部（中山間地域総合整備事業　井原区）確定測量図及び換地計画書 地岡山県井原市青野町の一部（中山間地域総合整備事業　井原区）香遠地区）確定測量図及び換地計画書 岡山県小田郡矢掛町東川面体育成基盤整備事業　里）田地区）確定測量図及び換地計画書 岡山県小田郡矢掛町南山田の一部（経営体育成基盤整備事業　南）田地区）確定測量図及び換地計画書
岡山市	成岡森地区山）確定測量図及び換地計画書（農地等高度利用促進事業　岡県山市建部町富沢の一部（農地等高度利用促進事業
高梁市	竹岡地区山県高梁市備中町西油野の一部（非補助土地改良事業　簾）確定測量図及び換地計画書 園岡地区山県高梁市備中町西方山の一部（非補助土地改良事業　山光）確定測量図及び換地計画書
美作市	確岡定山測県美作市及び尾谷の一部（小規模基盤整備事業　尾原地区）量図作成換地計画書
和気町	事岡業山県和気郡和気町日笠下及び木倉の各一部（基盤整備促進）確定測量図及び換地計画書
広島県	図営広及島体育県安芸高び成基盤整備事業　原）確定測量図換地計画書
高知県	高芸西2期地区）確定測量図及び換地計画書（畑地帯総合整備事業　知県郡村大字馬ノ上の一部　西安原小字上原及び下小原の各一部　芸市大字丸山字ノ尾向野町の一部　高知県郡芸西村大字馬ノ上の一部（畑地帯総合整備事業　知県郡芸西村大字丸山字ノ尾向野町の一部（畑地帯総合整備事業

公告

諮事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１００号

三重県名張市つつじが丘南１番町84番地、前住所三重県伊賀市西明寺2795番地６

債務者　松田　恵美（旧姓近藤）

1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１０３号

三重県名張市鴻之台４番町46番地　グランシエル・コウⅡＢ202号

債務者　藤原　智史

1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６２９８号

大阪府交野市藤が尾５丁目26番１号

債務者　森木　一夫

1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５０号

大阪府茨木市大住町12番13号　愛名文化２―18

債務者　倉橋　　稔

1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８５１号

大阪府茨木市大住町12番13号　愛名文化２―18

債務者　倉橋　昭子

1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７５号

福岡県筑後市大字鶴田601番地　仁愛荘

債務者　伊藤　慶二

1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第７７号

福岡県筑後市大字西牟田3831番地22

債務者　栗原　浩二

1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３２４号

宮崎市小戸町104番地３　メナージュ宮崎506号

債務者　西岡　一幸

1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係